

認定こども園 新規入園案内

令和8年度の町内認定こども園の新規入園申込を下記のとおり受け付けます。

新規に入園を希望されるお子さんの保護者の方は、指定の申請用紙に必要書類を添えて、申込期間内に提出してください。



【申込期間】

11月4日（火）～11月28日（金） 午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※ 仕事等の都合上どうしても上記時間内に提出できない場合は、こども未来課までご相談ください。

【申請用紙】

- ①支給認定申請書兼入園申込書 ②保護者状況調書
③保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書、求職活動等申告書など）

※③については、2号、3号の支給を受ける場合に必要です。

【申請用紙配布】

串本町内各認定こども園、串本町役場（こども未来課）に用意しています。

※申請用紙については、串本町HPからもダウンロードできます。

【対象児童】

令和8年度の年齢別クラス（令和8年4月1日現在）

クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～ くしもとこども園は生後6ヶ月、上野山こども園は生後8週間からの受入となります。
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

認定こども園を利用するにあたり、その利用形態に応じた区分の「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象者（利用形態）
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合
2号認定 （保育認定・満3歳以上）	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育を希望する場合
3号認定 （保育認定・満3歳未満）	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育を希望する場合

※ 2号・3号の支給を受ける場合は、保護者の「保育の必要な事由」に該当しなければなりません。

1号認定を受ける場合は、下記条件は不要です。

※ 定員超過などにより希望者全員を受け入れすることができない場合、串本町立こども園入園選考要綱に基づき入園者を選考します。

《保育の必要な事由》

1 就労	昼間労働をすることを常態としていること
2 母親の妊娠・出産	産前、産後それぞれ8週間
3 保護者の疾病等	疾病、若しくは負傷、又は精神・身体に障がい有していること
4 病人の看護等	同居又は長期入院・入所している親族の介護、看護にあたること
5 災害復旧	火災、風水害、地震その他の災害復旧にあたること
6 求職活動	求職活動を継続的に行っていること
7 就学等	学校等に在籍又は職業訓練を受けていること
8 DV 被害等	虐待やDV被害を受けるおそれがあること
9 育児休業	育児休業取得時に既に認定こども園に入所している児童の継続利用が必要であること

※母親の妊娠・出産を保育の必要な事由とした場合は、出産日の8週間前、出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日までの期限付入所となります。

※求職活動を保育の必要な事由とした場合は、90日の期限付入所となります。
最長6ヶ月まで

【保育料等】

- (1) 父母（世帯）の**市町村民税所得割額**の合計により決定します。
ただし、父母の課税状況により、祖父母の市町村民税所得割額を保育料算定に使用する場合もあります。
- (2) 令和8年度保育料のうち、4月から8月分は令和7年度の市町村民税所得割額、9月以降は令和8年度の市町村民税所得割額によって決定されますので、税額の増減で階層区分が変わる世帯は、保育料が9月分から変更されます。

令和8年4月	～	8月	9月	～	令和9年3月
令和7年度市町村民税（令和6年中所得） により決定			令和8年度市町村民税（令和7年中所得） により決定		

- (3) 保育料は、認定こども園で納付方法、納付先（請求者）等が異なります。
※令和元年10月より、3歳児～5歳児の保育料は無償化されました。
給食費は令和6年10月より無償化されました。
※0歳児～2歳児の保育料については非課税世帯等を除き、これまでと同様に納付いただきます。
- (4) 保育料の滞納については、何ら相談もなく保育料を滞納したときは、財産の差押えをする場合もあります。
- (5) 保育料の詳細については、串本町役場こども未来課までお問い合わせください。

【その他】

求職活動理由による入所の取扱について、保護者が求職中との理由で認定こども園（2号、3号認定）を利用する際は、入園期間を90日までとし、その期間を過ぎてもなお求職活動中であり、引き続き利用を希望する場合は、再度、求職活動の申込書を提出していただいたうえで入園期間を3ヶ月延長更新することとなります。ただし、更新時期に優先順位の高い入園希望者が現れた場合は、入園期間更新は認められず、退園していただくこととなります。

【お問合せ先および提出先】

こども未来課 TEL：0735-67-7027 または 認定こども園

《現在認定こども園等を利用中の皆様へ》

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、現在認定こども園等を利用しているお子さまで、来年度も引き続き上記施設を利用希望される方については、『現況届 兼 施設利用申込書』を提出いただくことになります。

11 月上旬に用紙を配付いたしますので、必要事項を記入し必要書類を添付の上、認定こども園、またはこども未来課に提出してください。

※町内の認定こども園等に通われている方については各施設から配付、町外の保育所に通われている方についてはこども未来課から郵送いたします。



<各園の紹介>

◆認定こども園

施設名	所在地	電話番号	対象年齢（令和8年4月1日現在）	開園時間
串本町立 くしもとこども園	串本 388-1	62-0352	※生後 6 ヶ月～5 歳児	7:30～19:00
串本町立 潮岬こども園	潮岬 3349-132	62-2605	3 歳児～5 歳児	7:30～19:00
社会福祉法人 杉の子会 上野山こども園	津荷 29-2	72-3571	※生後 8 週間～5 歳児	7:30～19:00

○対象年齢は、令和8年4月1日現在の年齢ですが、※印は令和8年度内にその月齢になればその月から入園可能です。

（例：令和7年12月1日生まれの児童は、くしもとこども園に令和8年6月から入園できます。）

【1号認定 保育時間】

くしもとこども園（午前8時から午後3時）、潮岬こども園（午前8時から午後3時）、
上野山こども園（午前9時から午後3時）

【2号、3号認定 保育時間】 注：認定こども園2号・3号認定の方のみ

認定こども園を希望される方で2号・3号認定希望の方は、保護者の就労時間に応じ、
「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

保育必要量	保育の必要性	保育時間
保育標準時間	就労時間が1ヶ月あたり120時間以上 （おおむね1日6時間以上、週5日以上） の場合 ※両親ともフルタイムの共働き世帯が対象	午前7時30分から午後6時30分 ※午後6時30分以降は延長保育となります。詳しくは各園へお問い合わせください。
保育短時間	就労時間が 1ヶ月あたり48時間以上、120時間未満 （おおむね1日4時間以上、週3日以上） の場合 ※両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯が対象	午前8時から午後4時 ※午前7時30分から午前8時までと 午後4時以降は延長保育となります。 詳しくは各園へお問い合わせ下さい。

※特別な事情により保育標準時間の方が保育短時間を希望される場合は、こども未来課まで
ご相談ください。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、基本的に申込書等に基づき行いますので、
ご希望される保育の必要量の認定がなされるとは限りません。

※求職活動中、育児休業中の方については、基本的に短時間認定となります。